

沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則

	平成21年 3月18日
	規則 第12号
改正	平成26年 4月16日
	規則 第9号
	平成28年 3月29日
	規則 第10号
	令和 3年 7月21日
	規則 第19号

(趣旨)

第1条 沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止のための対策等に関しては、沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止及び対策等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、本校のすべての学生、教職員及びその他全ての本校構成員が個人として尊重され、かつ就学、就労、教育及び研究のための環境の維持及び改善に資することを目的とする。

(学生及び教職員の責務)

第3条 学生及び教職員は、ガイドライン及び本規則に従い、キャンパス・ハラスメントの防止に努めなければならない。

(キャンパス・ハラスメント防止委員会)

第4条 本校に、キャンパス・ハラスメントに関する防止等を行うため、沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止に関する研修並びに啓蒙活動の企画及び実施に関すること。
- (2) キャンパス・ハラスメントに関する相談体制及び苦情処理体制に関すること。
- (3) キャンパス・ハラスメントに係る就学、就労、教育又は研究環境の改善のための措置に関すること。
- (4) その他キャンパス・ハラスメントの防止に関すること。

(防止委員会の組織)

第6条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 各学科長及び総合科学科長
- (3) 事務部長
- (4) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第7条 防止委員会の委員長は、前条委員から校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 防止委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 防止委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員がキャンパス・ハラスメントの当事者となる場合は、当該事案に係る議事には加わらないものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。

(相談員)

第10条 本校にキャンパス・ハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を置く。

- 2 相談員は、本校教職員のうちから校長が任命する。
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、苦情の受付及び相談に対応するとともに、必要に応じ、相談の具体的事項等について防止委員会委員長に報告するものとする。

(調停員)

第11条 防止委員会委員長は、キャンパス・ハラスメントの相談者が調停を希望する場合は、防止委員会委員のうちから3名を調停員に指名する。

(キャンパス・ハラスメント調査委員会)

第12条 本校に、キャンパス・ハラスメントの具体的事項を調査するため、沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、校長若しくは防止委員会の要請に応じてキャンパス・ハラスメントの具体的事項について調査し、その結果を校長に報告するものとする。
- 3 調査委員会は、防止委員会委員長が指名する委員数名をもって組織する。
- 4 防止委員会委員長が必要と認めたときは、本校の教職員以外の者を委員に加えることができる。

(調査委員会の委員長等)

第13条 調査委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の事務)

第14条 防止委員会及び調査委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年3月18日から施行する。

附 則（平26.4.16規則第9号）

この規則は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平28.3.29規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令3.7.21規則第19号）

この規則は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。